

入 札 心 得 書

(趣 旨)

第1条 市の契約に係る競争入札を行う場合の取扱いについては、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)、能美市財務規則(平成17年能美市規則第32号。以下「財務規則」という。)その他法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(入札保証金等)

第2条 競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、入札執行前にその者の見積金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保(財務規則第132条に規定するものとする。)を会計管理者に納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合はこの限りでない。

2 入札参加者は、前項ただし書きの場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を契約担当者に提出しなければならない。

3 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後にその受領証書と引換えにこれを還付する。ただし、入札保証金には利子を付さない。

(入札等)

第3条 入札参加者は、この心得、設計図書、仕様書及び現場等並びに入札執行通知(以下「設計図書等」という。)を、熟覧のうえ入札しなければならない。この場合、設計図書等について疑義があるときは、執行通知で定める期限内において関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は、所要の事項を明記し、所定の箇所に記名し、封かんの上、入札者の氏名を表記し、所定の時刻までに提出しなければならない。

3 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。

5 入札参加者は、令第167条の4「一般競争入札の参加者の資格」の規定に該当する者を入札の代理人とすることができない。

(入札の辞退)

第4条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者で、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあっては、入札辞退届を作成し、契約担当者に直接持参又は郵送等(入札日の前日までに到達するものに限る。)をして行う。

(2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の取りやめ等)

第6条 入札参加者が連合その他不正、不当な行為をなし、関係職員が入札の公正な執行を妨げるおそれがあると認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札執行を延期、若しくは中止することがある。

2 複数の者が入札を辞退し入札参加者が1者となった場合は、入札執行を延期、若しくは中止することがある。

(無効の入札書)

第7条 次の各号の一に該当する入札書は無効とする。

- (1) 当該入札に対する同一人の2通以上の入札書
- (2) 資格を有しない者のした入札書
- (3) 第2条に規定する入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札書
- (4) 記名を欠く入札書
- (5) 金額を訂正した入札書
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書、又は他事記載のある入札書
ただし、錯誤等によりその瑕疵が比較的に軽微なもので、入札者の意思が察知されるものは除く
- (7) 明らかに連合によると認められる入札書、又は入札に際し不正行為があったと認められる入札書
- (8) 当該入札について他の入札参加者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札書
- (9) 委任状を持参しない代理人のした入札書
- (10) 事前公表をした予定価格を上回る入札書
- (11) 再度入札に当たり、直前の入札の最低価格以上の入札書
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札書

(入札書の書き換え等の禁止)

第8条 入札者は入札書の投函後、いかなる場合といえども、その入札書の書換え、引替え又は撤回若しくは辞退の申し立てをすることができない。

(開 札)

第9条 開札は、入札場所において、入札終了後直ちに入札者立会いのうえ行うものとする。

(落札者の決定)

第10条 入札を行った者のうち契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 落札者となるべき者の入札価格が、調査基準価格を下回ったときは、その入札価格で適正な契約履行が可能か調査し、後日落札者を決定する。

3 入札執行者は、当該契約の内容に適合した履行を確保するために、あらかじめ最低制限価格を設けた場合において、入札価格が最低制限価格を下回ったときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(再度入札等)

第11条 予定価格を事前公表しない競争入札の開札時において、入札参加者の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき、また最低制限価格を設けた場合においては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、再度の入札は1回を限度とする。

2 第7条の規定により入札書が無効とされた者、又は最低制限価格未満の入札者は、当該入札に再度参加することはできない。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第12条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(契約保証金等)

- 第13条 落札者は、契約を締結する場合においては、契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保（財務規則第160条に規定するものとする。）を会計管理者に納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合はこの限りではない。
- 2 第2条第2項の規定は、「入札保証金」を「契約保証金」に「入札保証保険契約」を「契約保証保険契約」に「当該入札保証保険契約」を「当該契約保証保険契約」に読み替えて、前項のただし書の場合について準用する。
- 3 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金を現金又は小切手で納付する場合においては、会計管理者に納付し、引換えに保証金領収証書兼保管証書の交付を受けなければならない。
- 4 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金に代わる担保が有価証券である場合においては、会計管理者に提出し、引換えに保証金（担保）保管証書の交付を受けなければならない。
- 5 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金に代わる担保が、金融機関（以下「銀行等」という。）に対する定期預金債権である場合においては、当該債権に質権を設定し、債権者である銀行等の承諾を証する確定日付のある文書を会計管理者に提出し、引換えに保証金（担保）保管証書の交付を受けなければならない。
- 6 落札者は、第1項本文の規定により契約保証人に代わる担保が、保証事業会社等の保証である場合においては、当該保証に係る保証書を提出しなければならない。

(入札保証金の振替)

- 第14条 契約担当者において必要があると認める場合には、落札者の承諾を得て落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保を、契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に振替えることができる。

(契約の締結)

- 第15条 落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日（能美市の休日を定める条例（平成17年能美市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く。）以内に契約を締結しなければならない。ただし、予定価格が1億5千万円以上の工事又は製造の請負及び2千万円以上の財産の売払い（能美市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年能美市条例第46号））で市長が指定するものについては、仮契約を締結するものとする。
- 2 前項ただし書の場合においては、市議会の議決又は市長の専決があったときに本契約を締結するものとする。
- 3 落札者が第1項に規定する期間内に契約又は仮契約を締結しないときは、落札者としての権利を失うものとする。
- 4 入札心得・入札条件に定める規定により、仮契約を解除し又は契約を締結しない場合は、市は一切の損害賠償の責を負わないものとする。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

- 第16条 工事の全部又はその主たる部分若しくは他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。
- 2 業務の全部を一括して、又はその主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(異議の申立)

- 第17条 入札者は入札書の投函後、設計図書等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。

(準用)

- 第18条 この心得は、随意契約について準用する。